

春は就職・進学・転勤の季節です



届出を忘れていませんか？

住所を変更したときは転入・転出の届出が必要です。

市民課では、さまざまな届出の受付や証明書の交付をしていますが、必要な書類がない場合は手続きができないことがありますので、ご確認の上、市民課窓口へお越しください。

問い合わせ先

市民課国分寺窓口係 ☎40 - 5557

市民課石橋窓口係 ☎52 - 1111

市民課南河内窓口係 ☎48 - 2111

転出届（他市町村に住所を移すとき）

必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 転出先の住所と転出年月日
- ・ 本人確認書類（免許証、パスポート等）
- ・ 印鑑登録証（登録者のみ）
- ・ 国民健康保険証（加入世帯のみ）
- ・ 各種医療費受給者証
- ・ 老人健康手帳（該当者のみ）
- ・ 介護保険証（該当者のみ）

転出届は転出する本人またはその世帯主が手続きできます。それ以外の方が本人に代わり届出をする場合は、「委任状」が必要となります。

転出届をすると、「**転出証明書（無料）**」が交付されます。この「転出証明書」を添え新しい住所地へ転入届をしてください。

転入届（他市町村から住所を移すとき）

住み始めてから14日以内に届出をしてください。

必要なもの

- ・ 転入前市町村発行の「転出証明書」
- ・ 印鑑
- ・ 新しい住所
- ・ 国民健康保険証
（国民健康保険に加入している世帯へ転入する場合）
- ・ 児童手当用所得証明書（受給者のみ）
- ・ 本人確認書類（免許証、パスポート等）



転入届は転入する本人または世帯主が手続きできます。それ以外の方が本人に代わり届出をする場合は、「委任状」が必要となります。

手続きを怠りますと過料に処せられる場合があります。（住民基本台帳法第53条第2項）